

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップでは、日野川、吉野瀬川など13の河川における想定が示されており、それによると、当所が立地する国高地区北東部においては想定最大規模で3.0m未満の浸水が予想されているほか、中心市街地では広い範囲において想定最大規模で5m未満の浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市で想定される土砂災害としては、集中豪雨に伴う土石流や急傾斜地の崩落等が想定される。土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりを含む土砂災害警戒区域が市内全域で1,140箇所あり、そのうち約89%にあたる1,016箇所が土砂災害特別警戒区域となっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で4.3%以上の確率で発生すると言われている。

(直近3か年の災害)

令和4年8月3日からの大雨では、市内1,679世帯に対して高齢者等避難、避難指示を順次発令し、93人が避難した。人的被害こそなかったものの、住宅の浸水被害や土砂流出、公共施設被害等があった。

令和4年9月19日の台風14号では、避難指示は発令されなかったが、自主避難を呼び掛け、12名が自主避難した。人的被害こそなかったものの、大屋町90戸で停電被害があった。

令和5年7月12日からの大雨では、南中山地区、服間地区の1,541世帯に対して高齢者等避難を発令した。人的、物的被害はともに無かった。

令和5年8月15日の台風7号では、避難指示は発令されなかったが、自主避難を呼び掛け、5名が自主避難した。人的、物的被害はともに無かった。

令和6年6月23日からの大雨では、服部川や大塩谷川、吉野瀬川流域の11,543世帯に対して高齢者等避難、避難指示を順次発令し、35人が避難した。人的被害こそなかったものの、側溝や道路の冠水、農地法面の崩壊、住宅の浸水被害等があった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 3,085者(2021年)
- ・小規模事業者数 2,030者(2021年)

### 【内訳】

	商工業者数	小規模事業者	備考(事業所の立地状況等)
建設業	231	204	市内に広く分散
製造業	307	221	市内に広く分散
電気・ガス・熱供給・水道業	5	5	国道沿いに多い
情報通信業	16	11	国道沿いに多い
運輸業, 郵便業	66	30	市内に広く分散
卸売業, 小売業	847	499	市内に広く分散
金融業, 保険業	55	25	市内に広く分散
不動産業, 物品賃貸業	145	122	国道沿いに多い
学術研究, 専門・技術サービス業	92	54	市内に広く分散
宿泊業, 飲食サービス業	334	209	市内に広く分散
生活関連サービス業, 娯楽業	284	239	市内に広く分散
教育, 学習支援業	94	55	市内に広く分散
医療, 福祉	247	77	市内に広く分散
複合サービス事業	28	22	市内に広く分散
サービス業(他に分類されないもの)	334	257	市内に広く分散
合計	3,085	2,030	

(出所 武生商工会議所 調べ)

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

- ・越前市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・越前市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

### 2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・事業者BCP策定支援セミナーの開催
- ・日本商工会議所ビジネス総合プランへの加入促進支援
- ・防災備品(スコップ、ヘルメット、非常食等)を備蓄
- ・当市が実施する防災訓練への協力
- ・武生商工会議所BCP策定とそれに伴う各職員役割分担の明確化

## II 課題

現状、自然災害等による緊急時の対応について、当所ではBCPを策定し、具体的な体制やマニュアルを整備している。一方で、計画書の内容を十分に把握し、実行できる職員は一部に限られており、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持つ人員も十分ではない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小規模事業者	7件	7件	7件	7件	7件
うち事業継続力強化計画（連携計画含む）	2件	2件	2件	2件	2件
うち事業継続計画	5件	5件	5件	5件	5件
[参考]中小企業（小規模除く）	2件	2件	2件	2件	2件

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

**（１）事業継続力強化支援事業の実施期間**（令和7年4月1日～ 令和12年3月31日）

#### **（２）事業継続力強化支援事業の内容**

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### < 1. 事前の対策 >

災害発生時等迅速な対応が行えるよう、越前市、越前市商工会と連絡体制を確認するなど、日ごろから相互の情報共有を図っておく。

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、越前市ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、公式LINE等において、国や福井県、越前市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、日本商工会議所ビジネス総合保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を含めた策定ノウハウの提供等を行う。
- ・武生商工会議所の職員が防災に関する対応ノウハウを蓄積することを前提として、小規模事業者

に対し、実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導および助言を行う。そのために、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定を支援する。

- ・事業継続に関する専門家を招き、小規模事業者向けの普及啓発セミナーを開催し、行政の施策や日本商工会議所ビジネス総合保険等について紹介する。
- ・台風などの事前に大規模な被害が予想される場合、当所はホームページ、SNS、公式LINE、一斉FAXなどを活用して、地区内事業者に防災・減災に向けた注意喚起を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

## 2) 武生商工会議所の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和2年1月10日「武生商工会議所事業継続計画」を作成。令和6年2月1日改定。（別添）

## 3) 関係団体等との連携

- ・日本商工会議所に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや日本商工会議所ビジネス総合保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発セミナー案内掲示依頼、同セミナー等の共催。

## 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・越前市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、越前市商工会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、越前市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者には被害がある場合は、大まかな被害情報(被災事業所名、住所(町・字名レベル)、被害状況(全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など)を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者には激甚災害指定の可能性のある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額(事業の再建に必要なおおよその推計額)について、概ね1週間以内に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～5日間	1日に2回共有する(9時、16時現在)
発災後6日以降	1日に1回共有する(9時現在)

- ・当市で取りまとめた「越前市地域防災計画」や「越前市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、当所より福井県産業労働部経営改革課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、当所より福井県産業労働部経営改革課へ報告する。

(様式)

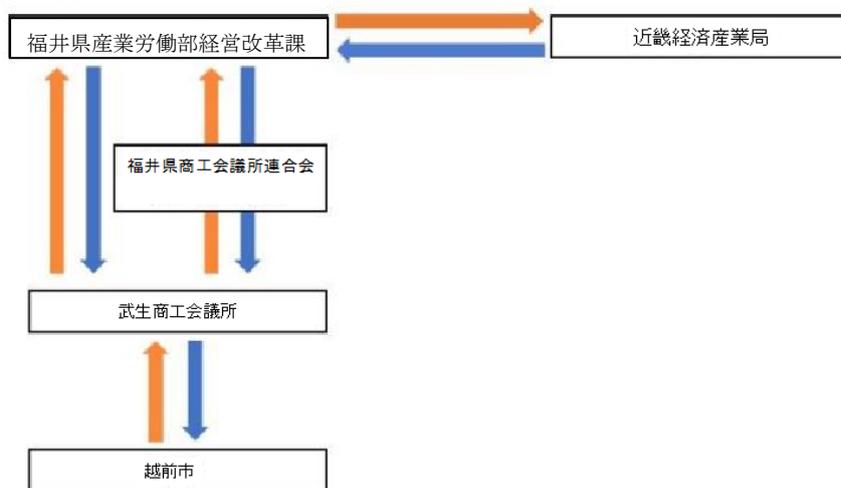
実態調査票

策定者：  
電話番号：

メールアドレス：

事業所名	住所	業種 (※得意)	従業員数 (※任意)	被害額 (※事業の再開に 必要な額、 おおよそで可)	(被害額内訳)				被害状況 (※各種・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水、瓦 落等の有無、被害・物流への影響、運転資金等資金 繰りへの影響など)
					土地 (増築工事除 費・整地費) (※事業再開に關 する)	建物 (※事業再開に關 する)	機械設備	備品、原材料、 仕掛品等	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

(連絡体制図)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、越前市と協議する（当所は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、越前市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

< 6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力 >

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能な限り協力する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	660	660	660	660	660
・ 専門家派遣費	440	440	440	440	440
・ セミナー・相談会開催費	70	70	70	70	70
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 協議開催費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入 県補助金 市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

